

議案第 6 0 号

狭山市空家等の適正管理に関する条例

条例別紙のとおり

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

空家等の適正管理を促進することにより、良好な生活環境を保全するとともに、安全で安心なまちづくりを推進するため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適正管理を促進し、特定空家等の発生を未然に防止するとともに、空家等の有効活用を促進するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空家等を適正に管理するとともに、積極的に活用するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、適正に管理されていない空家等に関する情報を市に提供するとともに、空家等の適正管理及び有効活用に協力するよう努めるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、空家等の適正管理のために必要があると認めるときは、警察、消防その他の関係機関に協力を求めることができる。

(緊急措置)

第7条 市長は、空家等が適正に管理されていないことにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状態が切迫していると認めるときは、これを回避するための必要な措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、空家等の所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(空家等対策協議会)

第8条 法第7条第1項の規定に基づき、狭山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 特定空家等の判定に関する事項
- (3) 特定空家等に関する勧告、命令及び行政代執行に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等の対策に関し必要と認められる事項

3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

5 会長は、市長をもって充て、副会長は、委員の互選により定める。

6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民を代表する者

7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表建築審査会委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|----------|--|
| 空家等対策協議会委員 | 日額 7,200 | |
|------------|----------|--|